

平成29年度私立高等学校等施設高機能化整備費
(防災機能強化施設整備事業(耐震改築工事))の申請について

I 計画調書作成要領

1. 申請の単位

原則、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下、「私立学校」という。）を単位とし、補助対象事業ごとに申請を行うものとする。なお、以下に掲げる場合については、一括して申請を行うこととする。

- ・同じ学校法人の異なる学校（例えば中学校と高等学校など）が共用している既存建物の改築
- ・1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合
- ・対象となる複数棟の既存建物を1棟に合築して整備する場合

2. 提出書類

- ①様式1 申請一覧
 - ②様式2-1 計画調書
 - ③様式2-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳
 - ④様式2-3 建物工事費調書
 - ⑤様式2-4 採択理由書
 - ⑥耐震診断報告書等の写し（耐震改築工事前後のI s値が分かる部分のみ）
 - ⑦耐震診断についての公的機関の確認結果
 - ⑧補強で対応することが困難な理由書（様式自由、該当する場合のみ）
 - ⑨補強計画の写し及び補強計画についての公的機関の確認結果（該当する場合のみ）
 - ⑩コンクリート強度の平均値を算出した資料（該当する場合のみ）
 - ⑪コンクリートコア試験報告書（該当する場合のみ）
 - ⑫工事、実施設計及び耐震診断に係る入札の内容が分かる書類及び見積書の写し
 - ⑬経費按分に関する資料（該当する場合のみ 様式自由）
 - ⑭工程管理表（様式自由）
 - ⑮工事予定施設の計画図面等（様式自由）
 - ⑯その他参考となる資料
 - ⑰学校法人の財務状況が確認できる資料
- ※交付内定前の事業着手承認申請書

3. 様式2-1「計画調書」作成要領

- (1) 「1. 申請の単位」に記載のとおり申請単位ごとに別葉で作成すること。
- (2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- (3) 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とともに、簡潔な名称にすること。
- (4) 「施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- (5) 「建築年月日」欄には、既存建物が建築された日を昭和〇年〇月〇日と記入すること。当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききらない場合は、備考

欄に記入すること。

- (6) 耐震指標及び水平耐力の欄においては「Is値・Iw値」及び「q値・CtuSd値」のいずれかを選択した上で、それぞれ棟ごとの最小値を記載すること。
- (7) 「構造 階数」欄には、「構造 地上階数－地下階数」と記載すること。
- (8) 「延べ床面積」欄には、施設の延べ床面積を記載すること。なお、用途別又は学校別に面積を区分する必要があるときは、「備考」欄に次の記載例にならい注記すること。
(記載例)
 - ・既存建物①が、中学校と高等学校が共用する校舎(2,500m²)の場合
→ 「既存建物① 中学校:1,000m², 高等学校:1,500m²」
 - ・対象となる既存校舎1,500m²と対象外の法人事務棟600m²を合築し1棟とする場合
→ 「新棟① 校舎部分(対象):2,000m², 法人事務棟部分(対象外):700m²」
- (9) 交付内定前の事業着手承認申請書を提出している場合は、「事前着手承認申請」欄に、「平成〇年〇月〇日着手」、「無」のいずれかを記入すること。
- (10) 「工事完成予定日」欄は、それぞれ平成〇年〇月〇日と記入すること。
- (11) 3棟以上の建物を取り壊す場合は、逐次備考欄に記入すること。
- (12) 「改築施設の避難所指定」欄には、改築施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているか有無を記すこと。有の場合は、「指定自治体」欄に避難所指定を行っている都道府県名又は市区町村名を記入すること。
- (13) 経費の各項目については、様式2-2の各項目と整合しているか確認すること。
- (14) 「耐震診断費」「実施設計費」欄は、当該経費の全額が補助対象外となる場合は、記載及び関係書類の提出を省略できる。(例えば、他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断経費など)
- (15) 「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に対して補助率の範囲内で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てる。
- (16) 「改築施設の現在の利用状況」欄には、既存建物の現在(改築工事前)の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。

4. 様式2-2 「耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳」作成要領

- (1) 様式2-1の各経費の項目に対応する項目ごとに記入すること。様式には、補助対象外(案分による場合も含む)による経費についても記入し、見積金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等見積書に記載の工事名称のほか、その細目を記入すること。
- (3) 「内容・目的」欄は、施設の名称、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるようにすること。
- (4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- (5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙(様式自由)に記載することとし、1枚に納めるために省略することのないようにすること。
- (6) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てる。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- (7) 見積書等の添付資料には、様式に記入した金額や数値等(特に特殊工事費(別添1(2)参照))には、マーカーで線を引き、該当箇所を明確にすること。
- (8) 補助対象の工事費のうち建物工事費が、別添1(2)に定める「建物工事費算定額」を超える

る場合、以下の記載例を参考とし、「内容・目的」欄に『建物工事費算定額を超える額』と記載し、「金額」欄にその金額を記載する。

(記載例) 実際の建物工事費が210百万円、建物工事費算定額が200百万円の場合

工事明細		内容・目的	数量	金額(円)
工 事 費	補助対象	建物工事 (建物整備) ●●躯体工事 ▲▲撤去・再取付 建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額についても、補助対象の工事内容は全て記載。	x y	150,000,000 60,000,000 △10,000,000
		補助対象工事費計 (=⑤)		200,000,000
		補助対象外工事費計 (=⑥)		50,000,000
	補助対象外	□□工事 ■■工事 建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額を記載	z	40,000,000 10,000,000

5. 様式2－3「建物工事費調書」作成要領

(1) 別添1「耐震改築工事の補助単価等」を踏まえ、様式2－3記入例を参考に作成すること。なお、「特殊工事費」欄に記載する項目については、必ず見積書の当該欄に特殊工事として計上する旨を記載することとし、消費税、共通費等については適宜按分すること。

6. 様式2－4「採択理由書」作成要領

- (1) 「学校法人名」等の欄は、様式2－1に記載している名称と一致すること。
- (2) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (3) 採択理由書は「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- (4) 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震診断業者」等の別を記入すること。
なお、複数にまたがる場合又は下記の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。
(例) ・「工事費」：施工業者
 ・「実施設計費」：設計業者
 ・「耐震診断経費」：耐震診断業者

- (5) 「見積金額」欄の金額と見積書の金額は一致させること。(按分後の金額や補助対象額の金額ではない。) なお、見積書に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一すること。
- (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
- (7) 計画の策定にあたっては、補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正か特に留意すること。(下記「9. 入札の内容が分かる資料又は見積書の写し」を参照すること。)
- (8) 「業者採択理由」欄には、3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。

7. 「耐震診断報告書等の写し」

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカーで線を引く等強調すること。(計算書や図面等は添付不要)

8. 「工事予定施設の計画図面(様式自由)」

対象となる既存建物及び新棟について、配置図、平面図、立面図を提出すること。なお、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。
- ・平面図：工事予定範囲を明示し、用途が分かるよう室名等を付すこと。なお、新棟について既存建物と異なる用途の部分がある場合は、当該部分にマーカーで線を引く等明確にすること。

9. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第10条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定にあたっては、以下のとおり行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- (1) 原則として国又は地方公共団体の契約方法(別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照)にならない、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。入札を行うことができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者による見積合わせにより決定すること。ただし、指名競争入札あるいは見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めない。
- (2) 業者の見積書の写しは、見積書右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、併せて内訳も提出し、ホチキス止めや製本テープによりまとめる。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し、合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- (3) 見積書の写し等には、理事長が原本証明すること。
- (4) 補助事業が補助対象と補助対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマー

カ一等を用いてわかりやすく明示すること。また、按分により補助対象経費を算出した場合は、別途計算根拠の資料を添付すること。（様式自由）

10. 学校法人の財務状況が確認できる資料

交付要綱第3条2項の各号について確認できる資料として、申請年度前年度から直近3年分（平成26年度～28年度）の財務計算に関する書類のうち、私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号）第14条に基づき、作成・提出が義務づけられている、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表（消費収支内訳表）及び公認会計士又は監査法人の監査報告書の写しを原本証明の上、計画調書とあわせて提出すること。その際、同一の学校法人から複数の計画調書を申請する場合は1部のみとする。

なお、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けている場合は、都道府県知事よりその旨報告すること。

※ 提出が必要な財務計算に関する書類は上記の3点のみであり、計算書類一式の提出は不要。

11. 「その他参考となる資料」

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

12. 交付内定前の事業着手承認申請書

交付内定前に事業を着手（契約を締結）する場合は、平成23年3月18日付け22高私助第52号文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知に基づき事前着手承認申請書を提出し、文部科学大臣の承認を得ること。

13. その他

- ・提出する資料は以下の①～②に限ること。（学校のパンフレットは不要）
- ・添付資料のうち、様式に記載した金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- ・計画調書は、事業ごとにダブルクリップ等でまとめること。
- ・計画調書の順番は、次の例のとおりとする。

- ①様式 1 申請一覧
- ②様式 2－1 計画調書
- ③様式 2－2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳
- ④様式 2－3 建物工事費調書
- ⑤様式 2－4 採択理由書（耐震診断費）
- ⑥耐震診断に係る入札書類及び見積もり（補助対象外の場合は省略）
- ⑦様式 2－4 採択理由書（実施設計費）
- ⑧実施設計に係る入札書類及び見積もり
- ⑨様式 2－4 採択理由書（工事費）
- ⑩工事に係る入札書類及び見積もり
- ⑪耐震診断報告書等の写し（既存建物のIs値等が分かる部分のみ）
- ⑫耐震診断についての公的機関等の確認結果
- ⑬補強で対応することが困難な理由書（様式自由、該当する場合のみ）
- ⑭補強計画の写し及び補強計画についての公的機関等の確認資料（様式自由、該当する場合のみ）
- ⑮コンクリート強度の平均値を算出した資料（該当する場合のみ）
- ⑯コンクリートコア試験報告書（該当する場合のみ）
- ⑰経費按分に関する資料（様式自由、該当する場合のみ）
- ⑱工程管理表（様式自由）
- ⑲工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ⑳その他参考となる資料
- ㉑学校法人の財務状況が確認できる資料
- ㉒交付内定前の事業着手承認申請書

注) 様式 2－4 が複数ある場合は、付箋等でインデックスを付けること。

III 対象事業

東日本大震災からの教訓等を踏まえ、また、今後発生が懸念される大規模地震等に備え、地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び地域の避難場所としての機能確保等を目的に、私立学校施設の耐震改築を行う事業を対象とする。

1. 対象となる学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）を対象とする。

2. 対象となる既存建物^{※1}

新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）以前に建築された^{※2}（1）に定める用途の建物のうち、耐震性能等が（2）のア又はイの状態にある建物。

※1 耐震上、建て替えざるを得ない既存建物（取壊し建物）のことをいう。

※2 昭和56年6月1日以降に建築された建物であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物は対象。

（1）建物用途

校舎、講堂、屋内運動場その他の体育施設、児童生徒等の寄宿舎、図書館、食堂、課外活動施設、学外研修施設、福利厚生施設など、主として児童・生徒のための教育活動等に資する建物（教職員専用のものを除く。以下、「教育施設等」という。）を対象とし、事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物は対象外とする。

（2）耐震性能等

ア. 耐震性能が著しく低い建物

① 鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物の構造耐震指標（以下、「Is値」という。）がおおむね0.3に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下、「q値」という。）がおおむね0.5（CtuSd値の場合はおおむね0.15）に満たないもの。

② 木造（W造）の建物の構造耐震指標（以下、「Iw値」という。）がおおむね0.7に満たないもの。

注）上記の耐震性能等の判断にあたっては、棟ごとに最も低い値を適用する。

イ. 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる建物

① 構造体のコンクリート強度が著しく低いもの

・RC造、SRC造の建物で、構造体のコンクリート強度が 10.0N/mm^2 未満のもの。

② 構造種別に関わらず、技術的に補強を行うことが困難と認められるもの

・地盤の耐力不足等のため補強工事を行うことが不適当と認められるもの。

・極端に多くの補強部材が必要になるなど、補強工事を行うことが不適当と認められるもの。

③ 技術面・教育機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難であると認められるもの。

・RC造及びSRC造の建物で、構造体のコンクリート強度が 10.0N/mm^2 以上 13.5N/mm^2 未満であって、技術面と教育機能面の両面から総合的に見て、補強で対応することが困難であると認められるもの。

3. 補助の対象となる範囲

(1) 新棟^{*}の整備場所に関する条件

新棟は、既存建物と同じ場所又は隣接した場所に整備する場合を対象とする。ただし、教育環境の向上等を図る観点から他の場所に整備する場合は、地域コミュニティとの関係性や一体性等を損なわない範囲において、既存建物が有している機能や他の学内施設との関連性及び児童・生徒等の利便性等が維持できる場合に限り対象とする。

なお、キャンパス移転に係る事業については、移転前のキャンパス内に「2. 対象となる既存建物」に定める要件に合致する建物があった場合でも対象外となる。ただし、現在の敷地が崖地や軟弱地盤、津波被害の恐れがある地域等に所在していたり、借地や法規制等により既存建物と同規模の建物を整備することができず、別敷地への整備を余儀なくされるなど、現在の敷地が耐震改築工事の実施に適さない特別の理由がある場合は、別敷地に整備する場合も対象とする。

※ 改築によって新たに建てる建物のことをいう。

(2) 新棟の整備条件と補助対象範囲

新棟の外観、棟数、構造及び階数等の整備計画については、特に制限は設けないが、次の(3)に定めるとおり、対象となる既存建物の延べ床面積、用途、学校種等に基づき、補助対象範囲を限定する。したがって、新棟の整備は、既存建物と外観、棟数、構造及び階数等について異なる場合のほか、既存建物の延べ床面積を上回る場合、既存建物と異なる用途の建物と合築して整備する場合あるいは異なる学校が使用する建物と合築して整備する場合でも整備可能である。

(3) 補助対象範囲の条件とその面積

新棟の整備に係る補助対象範囲については、次の①～⑤全ての条件を満たす範囲とし、その面積（以下、「補助対象面積」という。）は、既存建物の延べ床面積を上限とする。

また、補助対象面積の算出にあたっては、既存建物及び新棟において、用途別又は学校別に床面積を区分して算出するときは、まずは階やエリア等で用途別又は学校別に区分できるところは区分し、区分できない部分のみ、専有部分の面積割合や児童生徒の数、施設利用率等の合理的方法によって按分して面積を算出することとする。

① 建物用途による条件

新棟のうち、既存建物と同じ用途（校舎、体育館、寄宿舎等）の部分を補助対象範囲とし、それ以外の用途の部分は対象外とする。

なお、既存建物内に法人部門として管理している部分（理事長室、役員室、事務室。＝法人管理諸室）がある場合は、既存建物における教育活動等に資する部分（＝教育諸室）の面積割合に応じて以下のように取り扱うこととする。

教育諸室の床面積	⇒	1/2以上：建物全体を改築対象
建物全体の床面積		1/2未満：教育諸室のみ改築対象

ただし、建物全体が改築対象となった場合でも、法人管理諸室のみを独立した建物として整備する場合は対象外となる。また、法人管理諸室を新棟内に一体で整備する場合であっても、既存建物の法人管理諸室の床面積を上限として補助対象とする。

② 使用する学校による条件

新棟のうち、既存建物を使用していた学校が使用する部分について、補助対象範囲とし、それ以外の学校が使用する部分は対象外とする。

③ 既存建物が複合用途の場合の取扱い

既存建物が複合用途（例：校舎＋体育館）の場合は、各用途ごとに機能を損なわない範囲での床面積の減、又は各用途ごとに面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
既存建物	3,600m ²	900m ²	4,500m ²
新棟	3,400m ² 減は機能を損なわない範囲で制限なし	1,500m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を上限に對象とする。 この場合、合計面積の上限により1,100m ² まで補助対象	4,900m ² 合計面積を上限に4,500m ² まで補助対象

④ 既存建物を複数の学校が使用している場合の取扱い

既存建物を複数の学校（例：中学校＋高等学校）が使用している場合は、各学校ごとに機能を損なわない範囲での床面積の減、又は各学校ごとに面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	中学校面積	高等学校面積	合計面積
既存建物	2,000m ²	2,500m ²	4,500m ²
新棟	1,800m ² 減は機能を損なわない範囲で制限なし	3,000m ² 増は各学校ごとに既存面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を上限に對象とする。 この場合、合計面積の上限により2,700m ² まで補助対象	4,800m ² 合計面積を上限に4,500m ² まで補助対象

⑤ 既存建物が複合用途等の場合で、新棟を单一用途等とする場合の取扱い

既存建物が複合用途又は複数の学校が使用している場合で、新棟を单一の用途又は学校が使用することとする場合は、それぞれ整備する用途又は学校の既存の床面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を超えない範囲での床面積の増を、補助対象範囲とする。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
既存建物	3,600m ²	900m ²	4,500m ²
新 棟	5,500m ² 増は各用途の面積の1.5倍を超えない範囲かつ合計面積を上限に對象とする。 この場合、合計面積の上限により4,500m ² まで補助対象		5,500m ² 合計面積を上限に4,500m ² まで補助対象

※ 補助対象面積に関する注意

新棟が既存建物の延べ床面積を下回る床面積で整備された場合、補助を受けられる面積が残ったような状態になるが、残った面積は当該耐震改築工事の実施をもって消滅するものとする。

$$\text{既存建物 } 3,000 \text{ m}^2 - \text{ 新棟 } 2,000 \text{ m}^2 = \text{ 残り } 1,000 \text{ m}^2$$

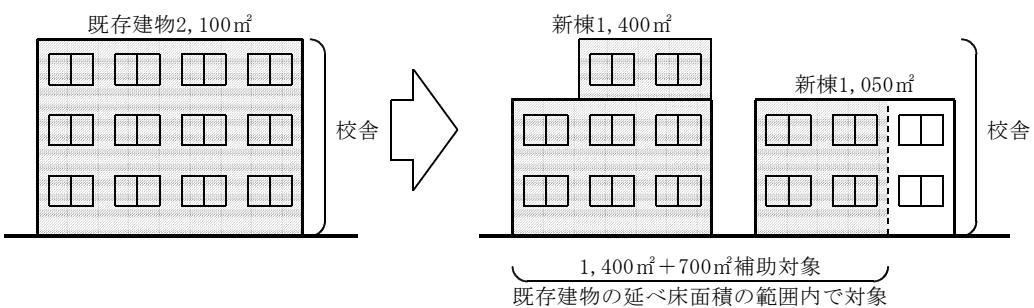
※ 残りの $1,000 \text{ m}^2$ は当該事業の実施をもって消滅
(当該事業以後、この面積を根拠に他の建物整備の補助を受けることはできない)

※ 以下の場合においては、事前に文部科学省と協議すること

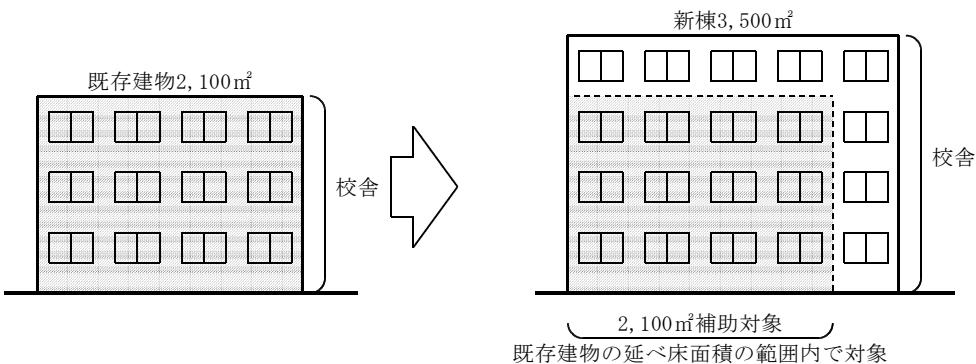
- i 耐震改築工事を複数事業に分割して年次計画を組む（複数棟を複数年で進める）場合
- ii 複合用途のたてものにかかる取壟し、および複合用途の新棟を建てる場合

（参考）新棟の補助対象範囲の例

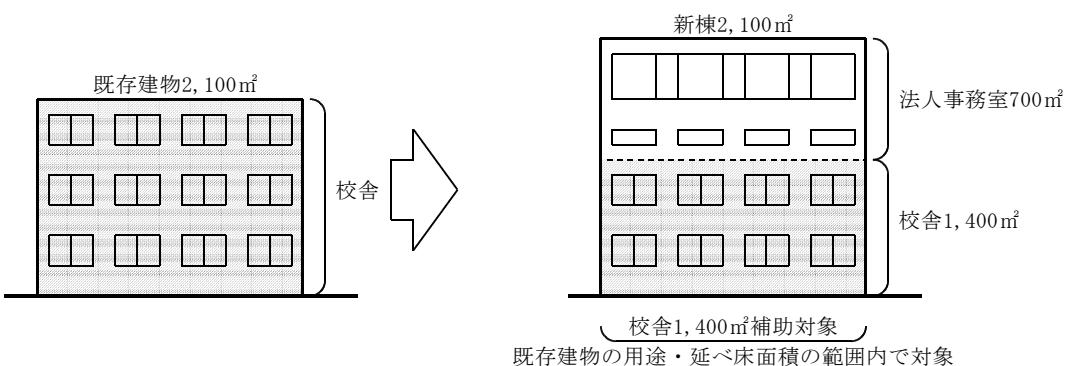
[1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合]



[既存建物より大きな（延べ床面積を上回る）建物を整備する場合]



[既存建物と異なる用途の建物と合築する場合]



4. 補助率

必要となる補助対象経費の合計の1/3以内

5. 補助対象経費

補助対象経費は、下記のア～ウに示す経費とする。なお、建物工事費については、学校施設として標準的に必要となる整備に係る経費までを補助対象とし、建学の精神に基づく特色ある教育活動等の実施に必要な整備は補助対象外とする。

また、新棟の補助対象経費を算出するときは、まずは補助対象面積内にあるものを抽出（又は対象面積外にあるものを除外）するなど区分できるものは区分し、躯体工事や仕上げ工事など区分できないものについてのみ、対象部分の床面積割合や児童・生徒の数、施設利用率等の合理的方法によって按分して補助対象経費を算出するよう留意する。

ア. 耐震診断費

既存建物に係る耐震診断費（補強計画の検討等に係る経費及び公的機関の確認を受けるための経費を含む。）を対象とする。（前々年度支出分まで対象。）

イ. 実施設計費

既存建物の取壊しの実施設計費及び新棟の補助対象範囲に係る実施設計費（実施設計に必要な測量やボーリング調査等を含む。）を対象とする。（前年度支出分まで対象。）

ウ. 工事費

①建物工事費（建物整備）

新棟の補助対象範囲内における、躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上等）及び雑工事に要する経費を対象とする。なお、雑工事は、学校建物に一般的に付随するもののうち造り付けのもの、又は既製品であっても建物の一部として仕上げ工事等と一緒に整備するもの（黒板、掲示板、物入れ等）を対象とし、工事を伴わず設置するだけの学校家具や備品類（机、椅子、ブラインド等）は対象外とする。

②建物工事費（建物周辺整備）

新棟周辺整備の補助対象範囲は整地までとし、花壇や道路、排水（支線、幹線）、共同溝（建物と一体構造の接続部は建物として対象）等の外構整備は対象外、電気、水、ガス等のインフラの引込みは建物外壁線から内側（建物内）のみを対象、建物から排出する雨水、汚水、実験等の各排水は建物から第一棟への接続まで（第一棟の整備は対象外）を対象とする。

また、建物出入口の階段やスロープ、庇、バルコニー、屋外階段、ドライエリア擁壁など、建物の機能として必要なもので、かつ、建物と一体構造のものは対象とする。

③工事監理費

既存建物の取壊し及び新棟の補助対象経費に係る工事監理費を対象とする。

④建物撤去費

既存建物の取壊しについては、耐震改築工事と同じ年度に行う場合のほか、一連の事業を年次計画で進める場合は、耐震改築工事を実施する年度の前年度（先行取壊し。ただし、平成25年度は対象としない。）又は翌年度（完成後取壊し）に限り対象とする。

また、既存建物の取壊しについては、既存建物の取壊しに係る経費（基礎、基礎杭の撤去を含む）のほか、取壊しに係る仮設工事（山留め、仮囲い、防音パネル、乗入構台、養生鉄板等）、インフラ等の切り回し、仕上材等の分別撤去、廃棄材の運搬・処分費、地下部取壊しに伴う埋戻し及び整地に係る経費を対象とする。

既存建物と別の場所に新棟を建設する場合については、新棟建築工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等に直接支障となる構造物等の撤去費（土工事の掘削範囲や重機類の設置・移動範囲内にある樹木や花壇、道路、電柱、設備類等の構造物及び排水管、桟、マンホール、共同溝等の埋設構造物等を含む。）のほか、上記と同様の経費を対象とする。

なお、構造物等については撤去費のほか、原型を復旧する範囲で復旧に係る費用も補助対象とする。

ただし、新棟の建設場所に改築対象ではない別の建物があり、それを取り壊して新棟を整備する場合は、その建物の取壊しは対象外とする。

⑤仮設建物費

仮設建物については、耐震改築工事と同じ年度あるいは耐震改築工事を実施する年度の前年度に限り対象とする。また、新棟を既存建物と同一場所又は隣接した場所に整備するなど、耐震改築工事の実施に伴い既存建物が使用できなくなる場合に限り、代替の建物が必要となる期間及び既存建物の延べ床面積を上限として対象とする。

なお、仮設建物は、新棟整備後、速やかに取り壊すことを条件とする。

6. その他の補助要件

(1) 耐震診断方法の適用

耐震診断は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号）（以下、「国土交通省告示」という。）によることとし、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

なお、各基準とも可能な限り最新版を使用する。

ア. 鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第二次診断」と併せて実施する。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

イ. 鉄骨造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

ウ. 鉄骨造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

オ. 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

- ① 木造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。
- ② そのほか、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

(2) 国土交通省告示に規定する地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階の構造耐震指標（Is値）又は保有水平耐力に係る指標（q値）を計算するに当たり、地域係数「Z」は次のいずれかの数値とすることができる。

ただし、各計算には同一の数値を用いること。

- ① 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
- ② 設置者の方針により採用する①を超える数値

(3) 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる場合の適用

「2. (2) イ」については、以下によるものとする。

ア. 構造体のコンクリート強度の評価等

構造体のコンクリート強度は、既存建物からコンクリートコアを採取して実施した圧縮強度試験の結果によるものとする。

圧縮強度試験は、各階ごと、完成年ごと（構造上一棟の範囲のみ。構造上別棟になっている場合は別の建物として扱う。）に主要構造部（耐震壁、梁など）から1本以上のコアを採取し、公的試験所等で行う。コアの圧縮強度が 10.0N/mm^2 未満となった場合は、再度コアを採取し、試験を行う。再採取するコアの数は当初分と合わせて計3本以上とし、それぞれの圧縮強度試験結果の平均値の最小値を当該建物のコンクリート強度とする。なお、コアの採取方法等については、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説2.5.1コンクリート材料の調査」を参考とする。

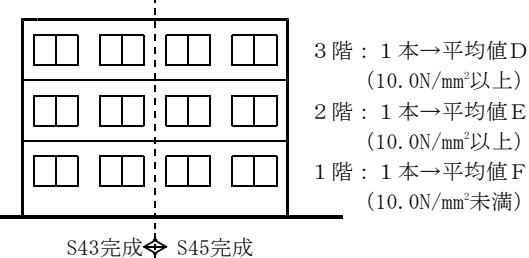
コンクリート強度の平均値を算出した資料及びコンクリートコア試験報告書を提出する。

[コンクリート強度の算定方法]

- ※ コンクリートコアを各階ごと、完成年ごとに1本以上採取し、圧縮強度試験を実施。
- ※ コアの圧縮強度が 10.0N/mm^2 未満となった場合は、再度コアを計3本以上となるよう追加採取し、圧縮強度試験を実施。（下図は4箇所で強度が 10.0N/mm^2 未満だった場合）
- ※ 平均値A～F（追加採取した場合は改め平均値）の最小値がこの建物のコンクリート強度となる。

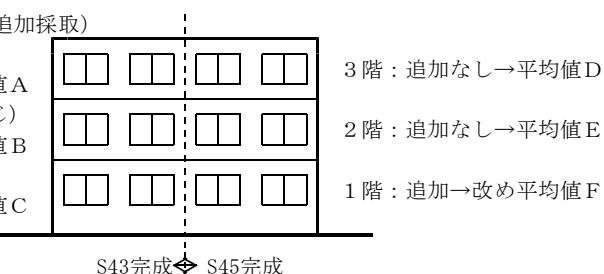
◆コンクリートコア（当初）

- 3階：1本以上採取→圧縮強度試験→平均値A
(以下同じ)
(10.0N/mm^2 未満)
- 2階：1本→平均値B
(10.0N/mm^2 未満)
- 1階：1本→平均値C
(10.0N/mm^2 未満)



◆コンクリートコア（ 10.0N/mm^2 未満となった階は追加採取）

- 3階：計3本以上となるよう追加採取→
圧縮強度試験→計3本以上の改め平均値A
(以下同じ)
- 2階：追加→改め平均値B
- 1階：追加→改め平均値C



イ. 技術的に補強を行うことが困難な場合

技術的に補強を行うことが困難な場合は、その旨を記載した理由書を提出する。

理由書は、策定した補強計画に基づき、補強を行うとどのような支障が生じるのかを明確に記載する。

なお、この補強計画については、「6. (4)」に記載のとおり、公的機関等の確認を受けるものとする。

ウ. 技術面・教育機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難な場合

技術面・教育機能面等から総合的に見て、補強で対応することが困難な場合は、その旨を記載した理由書を提出する。

理由書は、コンクリート強度の評価等（「6.（3）ア」による。）を踏まえつつ、策定した補強計画も踏まえ、補強を行うと技術面及び教育機能面にどのような支障が生じるのかなどを明らかにし、それらを総合的に評価して作成するものとする。

なお、この補強計画については、「6.（4）」に記載のとおり、公的機関等の確認を受けるものとする。

（4）耐震診断等の公的機関等の確認

耐震改築工事の補助の採否は、耐震診断の結果や技術的に補強を行うことが困難な理由等を踏まえて判断することとしているため、それらの審査を適正に行う観点から、耐震診断及び補強計画については公的機関又は大学教授等の建築構造の専門家の確認を受けるものとする。

なお、公的機関とは、次のいずれかをいう。

- ・耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人又は民間企業等
- ・構成員のうち複数が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人、地方公共団体又は民間企業等

（公的機関の例）

- ・既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）など

7. 留意事項等

①本耐震改築工事は、平成30年度末までに交付決定するものまでの時限措置とする。

②一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合は、全体の整備年次計画等を作成し、文部科学省と協議する。なお、補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備工事若しくは既存建物の解体工事を中止した場合は、一連の耐震改築工事全体として補助対象とならない。

③次の場合は、補助対象外となる。

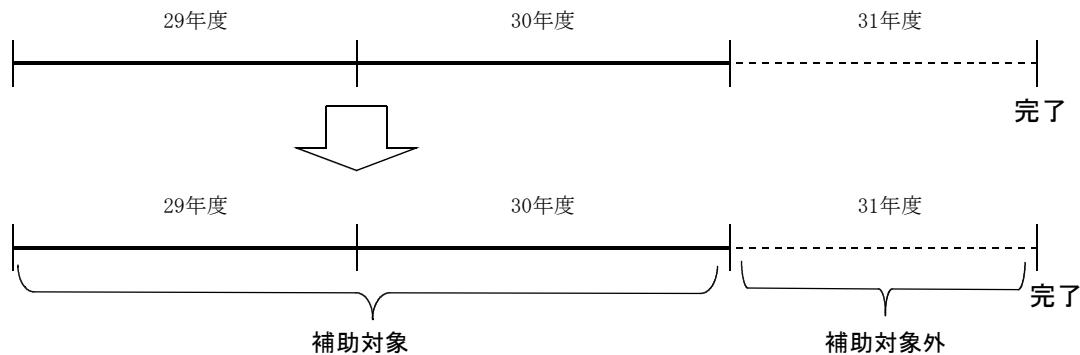
- ・他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ・完成年度を超えていない私立学校に係る経費

④新棟建築後に既存建物を取り壊す場合は、取壊し完了後速やかに文書で報告すること。（当該建物撤去費を補助申請する場合を除く。）

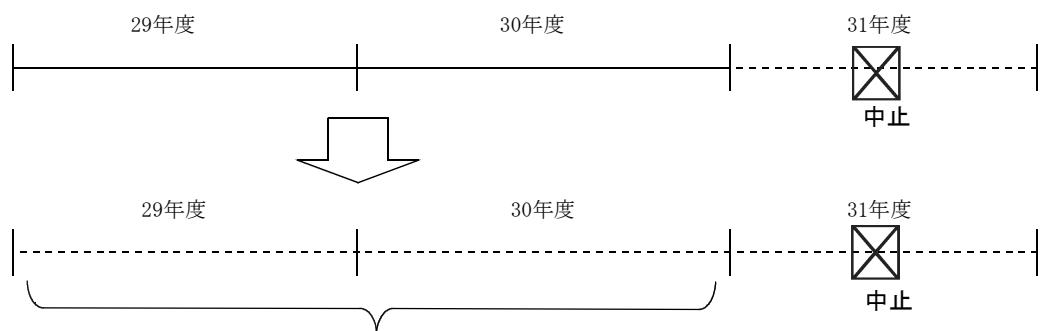
⑤新棟の建築工事後に既存建物の解体工事を実施する場合、既存建物の解体工事は連續した工程で実施すること。原則、新棟完了後に継続して既存建物を使用することは認められない。（特段の事情がある場合は、事業着手前に文部科学省と協議すること。）

(参考：一連の耐震改築工事を複数年度にわたって実施する場合の補助対象範囲の考え方について)

【耐震改築工事の完了が31年度以降になる場合】



【補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備工事若しくは既存建物の解体工事を中止することとなり、耐震改築事業が完了しなかった場合】



耐震改築工事の補助単価等

(1) 耐震診断費及び建物撤去費等

耐震診断費、実施設計費、工事管理費、建物撤去費及び仮設建物費については、それぞれ補助対象範囲に係る経費を計上する。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

(2) 建物工事費

建物工事費は、下式によって算定した額（「建物工事費算定額」という。）と実際の建物工事費（補助対象範囲に係る建物整備及び建物周辺整備の合計額）のうち、いずれか小さい額とする。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

$$\text{建物工事費算定額} = \text{一般工事費} + \text{特殊工事費}$$

$$\text{一般工事費} = \text{新棟のうち補助対象面積} \times \text{一般工事単価}$$

$$\text{一般工事単価} = \text{建物種別単価} \times \text{地域別補正係数} + \text{補正単価}$$

$$\text{特殊工事費} = \text{立地条件や教育上必要となる工事を項目ごとに積み上げた額の計}$$

ア. 建物種別単価

建物種別単価は、当該施設の整備目的及び利用計画等により選定することとし、対象区分又は対象施設が複数にわたる場合は、それぞれ面積及び単価を区分して算定する。

(単位：千円／m²)

対象区分	対象学校・施設（例）		構造	建物種別単価 (100%地区)
A. 校舎 図書館 寄宿舎	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）		R	178.2
	高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校		R	184.7
B. 屋内運動場	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期）		R	200.1
	高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校		S	180.9
C. 講堂	小中学校～高校まで		R	179.6
			S	167.8
D. 支援施設	小中学校～ 高校まで	福利施設 課外活動施設	R	231.8
			R	161.3
			R	154.2

イ. 地域別補正係数

屋内運動場以外	105%地区：北海道、沖縄県
	100%地区：105%地区及び95%地区以外の都府県
屋内運動場のみ	95%地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	一般地区：100%

多雪地区：110%（建築基準法施行令第86条による）

ウ. 補正単価

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校については、下表の①区分に該当する場合は、建物種別単価に②特別加算率を乗じて算定した補正単価を加算する。

(100円未満四捨五入)

$$\text{補正単価} = \text{建物種別単価} \times \text{特別加算率}$$

① 区分	② 特別加算率
A 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合	5/100
B へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条に基づく1級から5級のへき地学校の場合	5/100
C 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合	10/100※
D 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域に所在する場合	28/100
E 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条に規定する区域に所在する場合	116/100
F 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築を行う場合	8/100

1. 当該事業がAからEまでの区分の2以上に重複して該当する場合においても、重複して特別加算率は加えられない。

2. 1に掲げる区分以外に重複して該当する場合は、特別加算率を加えられる。

3. ※印の率について、下表に掲げる特定の離島については、その加算率とする。

地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率
北海道	奥尻島	22/100	中 国	隱岐島	16/100	沖 縄	宮古島	14/100
	利尻島	30/100					石垣島	14/100
	礼文島	30/100		五島列島	14/100			
関 東			九 州	対馬	18/100			
	大 島	20/100		壱岐	12/100			
	三宅島	42/100		種子島	20/100			
	八丈島	52/100		大隅諸島	20/100			
備考：これらの離島と立地条件等が近似している近隣諸島を含む。								

工. 特殊工事費

建物種別単価は、標準的な場合の単価を計上しているため、立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事費（特殊工事費）については、実費を計上する。

具体例：

地盤改良：地震時の液状化対策として、地盤改良を行う場合。

敷地造成：敷地の状況により、掘削や切土、あるいは盛土を行う場合。

山留め：根切り工事の際に、周囲地盤の崩壊を防ぐため、山留めを行う場合。

杭：杭打ちを行う場合。

不用土処分：敷地造成や掘削など工事で発生した不用土を敷地外で処分する場合。

受変電設備：受変電設備を要する場合。

エレベーター：障害のある生徒等が安全かつ円滑に校内を移動するために必要な場合。

建物撤去費：補助の対象となる既存建物を取り壊す際にかかる費用。

仮設建物費：耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物の整備にかかる費用。